

令和 8 年度 測量業務（単価契約）契約事業者募集要領

1 契約の概要

（１）単価契約名

令和 8 年度 測量業務（単価契約）

（２）対象業務

本契約は、1 業務の業務請負金額が250万円未満（税込）で速やかに実施する測量業務を対象とするもので、以下に掲げるとおりとする。

- ①境界確定測量に関すること
- ②境界標の復元測量に関すること
- ③境界標の移設及び復旧に関すること
- ④前記の業務委託に附帯する境界標の埋設及び撤去等に関すること

（３）事業者決定方法

横須賀市で作成した単価表により設計した仮定の業務に対して見積り合わせを行い、最低制限価格以上で最も低い金額で見積書を提出した者と単価契約を締結する（同額の場合は複数者と契約を締結する）。

発注においては実際の設計に用いる単価に請負比率を乗じ、1 件ごとの金額を求め、契約を締結した者に発注する。

（４）参加資格

以下の要件をすべて満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ②入札、契約に関する法令及び契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に違反していないこと。
- ③所在区分が「市内」事業者で入札参加資格（コンサル）のうち「営業種目：測量
細目：地上測量」に認定があること、もしくは4月1日までに認定取得予定であること。
- ④横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤「令和 7 年度 測量業務（単価契約）」又は「令和 7 年度上下水道局測量業務（単価契約）」の契約締結者のうち、契約期間中に指名を受けた業務について、**2 回以上受注を辞退していない**こと。（発注時に前回発注した業務の履行期間中であり、業務が完了していない場合「受注の辞退」には該当しない。）
- ⑥「令和 7 年度 測量業務（単価契約）」又は「令和 7 年度上下水道局測量業務（単価契約）」の契約締結者のうち、契約期間中に指名を受け着手した業務について、**完成検査の評定でG評価を通知されていない**こと。（令和 8 年度の単価契約を締結後に、令和 7 年度の単価契約で検査した工事の評定でG評価が通知された場合、当該評価を横須賀市

財務部契約課が確認した後は、令和8年度の単価契約の指名を受けることができない。）
⑦協同組合等は、経済産業省経済産業局長等が交付する官公需適格組合証明書があること。
ただし、当該組合員とは同一案件の契約に参加できない。（協同組合等が参加する場合は、官公需適格組合証明書と最新の組合員名簿の写しをファックスで送信すること。送信しない場合は、見積合わせに参加できない。FAX番号：046-828-3839）

（5）契約（履行）実績（参考）

- ・令和6年度における該当業務の履行実績

70件：約 6,490万円

- ・令和7年度における該当業務の履行実績（令和7年12月末現在）

29件：約 2,913万円

なお、契約（履行）実績は参考値であり、発注高を保証するものではない。

（6）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 参加申請方法

本契約を希望する者は、仕様書等を確認した後、指定した「単価契約参加申請書」に必要事項を記載し、記名の上、ファックスにより送信して参加申請すること。

なお、「単価契約参加申請書」及び「仕様書等」は、「令和8年度緊急工事等単価契約の参加者募集（建設部）」からダウンロードすること。

*令和8年度より「参加申請書」にて電子契約を希望した事業者とは、電子契約にて契約を締結する。「電子契約を希望しない」または希望の記載がない場合は従来通りの紙契約となる。電子契約は従来の紙契約とは異なる部分があるため、「8 契約書類の受領及び契約書の提出」の電子契約を希望する際の注意事項を必ず確認すること。

*電子契約を希望する場合は、上記の「単価契約申請書」のファックス送信に加え、次の書類をメールで提出すること

- ・提出書類：電子契約申込書（建設部・上下水道局の単価契約用）
- ・提出先：y-keiyaku@city.yokosuka.kanagawa.jp

*電子契約申込書（建設部・上下水道局の単価契約用）は電子契約の準備を行うために使用するので、1申込書で、建設部と上下水道局の両案件の申し込みを兼ねることができるものとする。（1申込書で両案件を申し込んだ場合は2通目の申込書は不要とする）

（1）申請書提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月25日（水）17時まで

(2) 提出書類

令和8年度 測量業務（単価契約）参加申請書

(3) 提出先

横須賀市財務部契約課

FAX番号：046-828-3839

3 参加資格の決定

申請書提出期間内に参加申請をした者のうち、本契約の参加資格がない者には、令和8年2月26日（木）17時までに電話又はファックスで連絡する。

なお、令和8年2月26日（木）17時までに連絡がない場合は、本契約の参加資格があるものとする。

4 質問の方法

質問は、原則としてファックスによる質問書の提出で行うこととする（FAX番号：046-828-3839）。

質問期限は、令和8年2月20日（金）17時までとする。

なお、質問書の書式は、「令和8年度緊急工事等単価契約の参加者募集（建設部）」からダウンロードすること。質問書の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

5 見積書の記入及び提出方法

(1) 記入方法

業務概算表を参考に算出した見積金額（税抜）及びくじ番号を、指定した見積書に記載すること。（1封筒に見積書1通のみ、内訳は不要。責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載すること）

※「上下水道局測量業務（単価契約）」と同時に参加する場合は、両案件に同じくじ番号を記載すること。

※両案件に異なるくじ番号を記載し、両案件がくじの対象となった場合は、「測量業務（単価契約）」（建設部）のくじ番号を、契約課が行うくじに使用する番号として採用する。

(2) 提出方法

一般書留、簡易書留のいずれかにより郵送すること。

（見積合わせ用封筒の書式で作成した封筒を必ず使用すること。）

(3) 提出先

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所契約課行

(4) 提出期限

令和8年3月4日（水）必着

＊期日までに見積書が到着しない場合は、参加を辞退したものとみなす。

6 見積合わせの実施

(1) 見積合わせ開催日時

令和8年3月13日（金）

(2) 場所

横須賀市役所財務部契約課 入札室

(3) 事業者の負担軽減・効率化の観点から、立ち合いは不要とする。

(4) 見積合わせにより予定価格以下の金額のうち、最低制限価格と同額、又は最低制限価格を上回り最も低い金額を提示した事業者と契約を行う。

見積額から請負比率を算出し、本工事の請負比率とする。

(5) 請負比率の算出方法は、次のとおりとする。

最低見積金額 ÷ 予定価格 × 100 = 請負比率(%) … 小数点以下四捨五入

(6) 最低制限価格を下回った事業者及び予定価格を超過した事業者は、本契約の意思がないものとし、随意契約の対象外とする。

(7) 見積合わせ結果及び決定した請負比率は、令和8年3月13日（金）16時ごろに「横須賀市ホームページ」（総合案内＞市政情報＞契約・検査＞令和8年度緊急工事等単価契約）で公開する。

なお、令和8年3月19日（木）までに契約書の提出がない場合は、辞退があったものとして扱う。

(8) 発注においては実際の設計に用いる単価に請負率を乗じ、1件ごとの金額を求め、契約を締結した者に発注する。

(9) 上記（4）で選定された、事業者が複数の場合は、「「くじ」による落札候補者の決定方法（単価契約）」の方法により、案件を発注する順番を決定する。

※案件を発注する順番は、「測量業務（単価契約）」（建設部）と「上下水道局測量業務（単価契約）」で共用する。そのため、案件を発注する順番を決定するくじは、上記の2案件分のくじを1回のくじ引きによって決定する。（1回のくじ引きの結果を2案件

に適用する)

※「測量業務（単価契約）」（建設部）と「上下水道局測量業務（単価契約）」のうち、いずれか一方のみを契約し、契約していない他方の発注案件の順番がまわってきた場合には、当該発注案件は、次番手の事業者へ発注するものとする。（契約している方の案件が発注されるまで、“待ち”の状態となる）

7 最低制限価格

（１）見積合わせに使用する予定価格は業務概算表の 1,504,000円（税抜） とする。

（２）最低制限価格率は97%（請負比率）とし、最低制限価格は 1,458,880円（税抜） とする。
（最低制限価格＝予定価格×97.0%）

8 契約書類の受領及び契約書の提出

令和8年度より、事業者の作業負担軽減を目的として、「参加申請書」で電子契約を希望した事業者とは、電子契約にて契約を締結する。

なお、電子契約は従来の紙契約とは異なる部分があるため、注意事項を必ず確認すること。

（１）契約書類の受領及び契約書の提出方法について

① 紙の契約を希望する事業者

見積もり合わせ開催日の翌日以降に横須賀市財務部契約課（横須賀市役所本館1号館5階）にて契約書類を配付する。

なお、契約書は直接持参し提出することとするが、希望により郵送による配布、提出も受け付ける。

② 「参加申込書」にて電子契約を希望する事業者

- ・見積もり合わせ開催日の翌日以降に、市（契約課）が電子契約サービス事業者のサイト「GMOサイン」に契約書（PDFファイル）をアップロードする。
- ・アップロードされた契約書には、（２）提出期間内に事業者が先に電子署名を行う必要があるため、契約書提出期間の期間内に必ず事業者側の電子署名を完了しておくこと。

<電子契約の簡単な流れ>

- ① 契約課が電子契約サービス事業者のサイト（GMOサイン）に契約書をアップロードする。
- ② 参加申請の際に提出する「電子契約申込書」の「指定メールアドレス」あてに同サイトから電子署名依頼のメールが届く。
- ③ メール案内に従って、事業者が電子署名をする。
- ④ 市（契約課）が電子署名をする。（＝市（契約課）が電子署名した日が契約締結日となる。）
- ⑤ 同サイトから契約締結完了のメールが届き、締結済の契約書ファイルと電子契約締結証明書が取得できる。

《電子契約を希望する際の注意事項》

- * 電子契約の場合、契約締結日は市（契約課）が電子署名を行った日となる。そのため、業務都合により署名ができない場合、「4月1日契約」とならない可能性がある。（案件の発注に支障が出ないように、契約課の契約署名は4月1日から約一週間以内（予定）に行う見込み）
- * 「令和8年測量業務（単価契約）」（建設部）と「令和8年上下水道局測量業務（単価契約）」（上下水道局）の2案件を契約する場合は、上記の＜電子契約の簡単な流れ＞の作業を2案件分行う必要がある。
- * 「参加申請書」の「電子契約希望」は、単価契約の契約締結に関する事務のみで、業務実施に係る指名通知が電子化されるものではない。

（2）契約書提出期間

令和8年3月16日（月）9時から令和8年3月19日（木）17時まで

* 12時から13時及び土曜・日曜・祝日を除く

* 電子契約の場合は、事業者側の電子署名を完了しておくこと

（3）提出場所

横須賀市財務部契約課（横須賀市役所本館1号館5階）

または、GMOサイン

9 特記事項

- （1）契約に至るまでの過程において、事故が起きたときや不正な行為が認められるなど、公正性に疑義が生じた場合は、契約を中止し、又は延期する場合がある。
- （2）本契約の締結予定者が、契約締結までに参加資格を満たさなくなったときは、契約を締結しない。
- （3）横須賀市議会において令和8年度横須賀市一般会計予算案が否決された場合は、契約を締結しない。